

家畜衛生とたち

令和6年1月発行
北海道十勝家畜保健衛生所



ホームページアドレス：<https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/>

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| 1 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザについて | 8 抗菌性物質残留事例発生状況について |
| 2 豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）について | 9 日射病・熱射病の発生状況 |
| 3 口蹄疫について | 10 家畜保健衛生業績発表会報告 |
| 4 監視伝染病発生状況 | 11 牛のサルモネラ症について |
| 5 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査実施状況 | 12 飼育動物診療年報について |
| 6 定期報告書について | 13 BSE 検査対象牛の変更について |
| 7 防疫演習について | 14 十勝家畜保健衛生所組織体制 |

1 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザについて

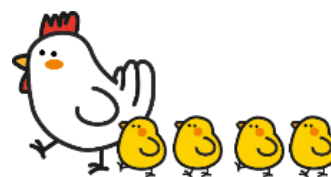
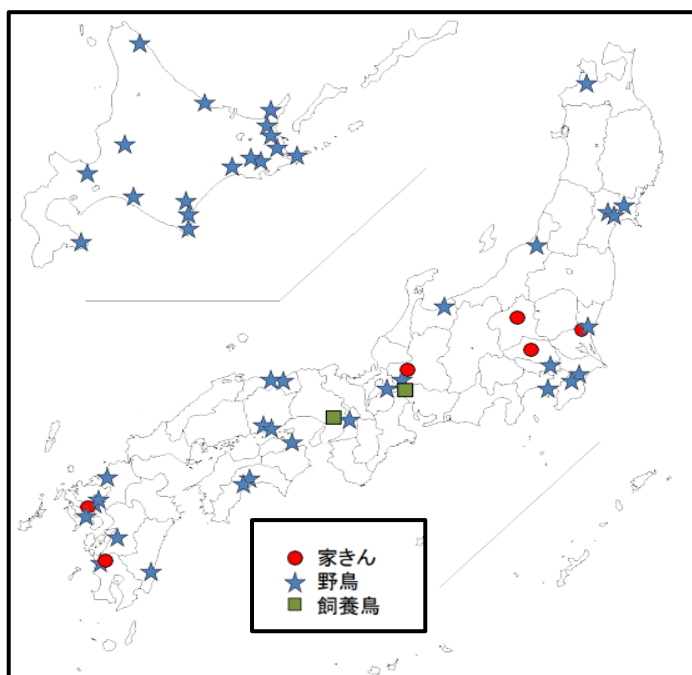
国内での高病原性鳥インフルエンザの発生状況は、令和5年11月25日に今シーズン1例目が発生し、6県6事例が発生、約59万羽が殺処分の対象となっています（令和6年1月26日現在）。

また、野鳥では22都道府県83事例、うち、道内では33事例で本病ウイルスが検出されており、本病の発生リスクは高い状態にあります。

環境中に本病ウイルスが存在していることを念頭に置き、引き続き厳重に警戒してください。

異常家きんを発見した場合は速やかに当所へ通報してください。

【令和5年度 国内における本病発生状況】



発生場所		発生日	飼養羽数
1	佐賀① 養鶏場 (佐賀県鹿島市)	令和5年 11月25日	約4.0万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)
2	茨城① 養鶏場 (茨城県笠間市)	令和5年 11月27日	約7.2万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)
3	埼玉① 養鶏場 (埼玉県毛呂山町)	令和5年 11月30日	約4.5万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)
4	鹿児島① 養鶏場 (鹿児島県出水市)	令和5年 12月3日	約2.3万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)
5	群馬① 養鶏場 (群馬県高山村)	令和6年 1月1日	約3.6万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)
6	岐阜① 養鶏場 (岐阜県山県市)	令和6年 1月5日	約5.0万羽 (肉用鶏・平飼い)


※農水省 HP

◆予防対策の重要ポイント◆

01 農場に入る全ての
人・車両・物品は衛生対策

作業員や外部事業者等を含め、衛生管理区域と家きん舎に入る人は衛生対策を徹底。車両も入場前の洗浄・消毒を必ず実施。物品は原則農場専用。やむを得ず持ち込む場合は洗浄・消毒を忘れない。

! 周囲にはウイルスがあると認識。
農場内・家きん舎内には入れない。

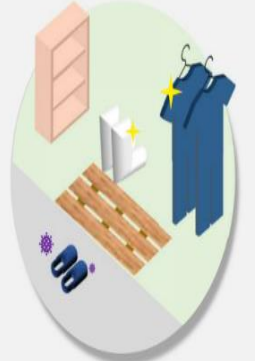



- 車両消毒の徹底！
- タイヤ周辺はしっかり消毒！

02 衛生管理区域・家きん舎ごとに
専用の長靴を着用

農場に入るとき、家きん舎に入るときは、必ず衛生的な長靴に交換。農場内では専用の衣服を着用。

! 着替え・履き替えの前後で
交差しないよう境界を明確に。





- 交差汚染防止のため専用長靴着用！
- 長靴は水で汚れを落としてから消毒液へ！

03 ウイルスを媒介する
野生動物の侵入防止対策

家きん舎は定期点検し、防鳥ネットや壁等の破損などはすぐに修繕。目の届きにくい屋根裏や入気口も注意が必要。

! 「農場に近寄らせない」
「農場内に入れない」
「ネズミ・ハエ等の定期的な駆除」




- 集卵コンベア等の開口部の隙間、屋根裏や入気口も点検！
- 破損があればすぐに補修！ ※農水省 HP

2 豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）について

【CSF】

平成 30 年 9 月、岐阜県の養豚場において国内では 26 年ぶりに発生し、これまでに 20 都県（岐阜県、愛知県、長野県、三重県、福井県、埼玉県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、栃木県、奈良県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県、佐賀県）で 89 例が確認されています（令和 6 年 1 月 26 日現在）。

また、野生いのししにも本病ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務となっています。さらに、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫

指針に基づくワクチン接種地域は北海道以外の 46 都府県となっており、これらの地域から豚（愛玩用含む）や精液を導入することは制限されています。

道内への侵入防止及び飼養豚への感染防止のため、飼養衛生管理基準の遵守継続をお願いします。

【ASF】

ASF ウイルスの感染により豚やいのししが、発熱や全身の出血性病変を引き起こす致死性の高い伝染病です。本病に有効なワクチンや治療法はなく、患畜・疑似患畜は速やかな届出及びと殺が義務づけられています。

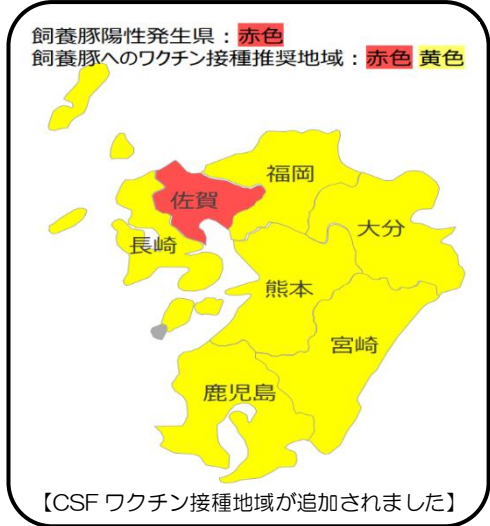
我が国は本病の清浄国であり、これまで本病の発生は確認されておりませんが、アジアの近隣諸国では平成 30 年より継続発生しており、近隣国である韓国でも発生が相次いでいます。

また、発生国からの旅客により国内の空港に持ち込まれた食肉加工製品等の一部について、のべ 109 例（内、新千歳空港 12 例）の遺伝子陽性事例が確認されています（令和 6 年 1 月 26 日現在）。109 例中 4 例からは生きたウイルスが分離されており（中国 2 件、フィリピン 2 件）、実際に感染力を持つウイルスが日本国内の空港まで到達しており、本病の国内への侵入リスクは極めて高い状況が続いています。

この状況に対処するため、不法に食肉加工製品等を持ち込んだ場合の罰金の引き上げなど、海外からの畜産物の違法な持込への対応を厳罰化しています。

水際における国内へのウイルス侵入防止の徹底と、農場における飼養衛生管理基準の遵守が、ASF の豚等への感染リスクの低減を図るためには極めて重要です。

引き続き、飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いします。



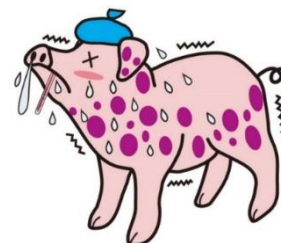
◆CSF 及び ASF に関する特定症状について◆

豚の所有者や獣医師が異常豚を確認した場合に、直ちに家畜保健衛生所に通報が必要な症状（特定症状：CSF 及び ASF を疑うべき症状）が定められています。

次の症状がみられた場合、直ちに当所に通報をお願いします。立入検査を実施しますので、通報から検査陰性が確認されるまで、豚の移動等の自粛をお願いします。

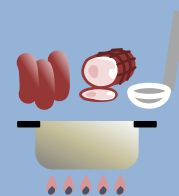
【CSF、ASF の特定症状】

- 1 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある
- 2 同一畜房内（又は畜舎）において、次の（１）～（７）のいずれかの症状を示す豚が、概ね１週間程度の期間に増加している
 - （１）発熱（40℃以上）、元気消失、食欲減退
 - （２）便秘、下痢
 - （３）結膜炎（目やに）
 - （４）歩行困難、後躯麻痺、けいれん
 - （５）削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）
 - （６）流死産等の異常産の発生
 - （７）血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- 3 同一畜房内（又は畜舎）において、複数の豚が突然死亡することが、概ね１週間程度の期間に増加している
- 4 血液検査で、複数の豚に白血球数の減少（1万個未満/ μ l）又は好中球の核の左方移動が確認される



◆侵入防止対策の重要ポイント◆

- 生肉を含む可能性のある食品循環資源を給与する場合は適切に加熱（攪拌しながら90℃で60分以上又はこれと同等以上の効果を有する方法（※））
 - 豚舎専用の衣服・長靴の着用
 - 入退場時の人・車両消毒の徹底
 - 飼養豚の看視の強化と早期発見・通報
 - 畜舎内への野生動物の侵入防止の徹底
- ※95℃で19分以上、100℃で6分以上 など



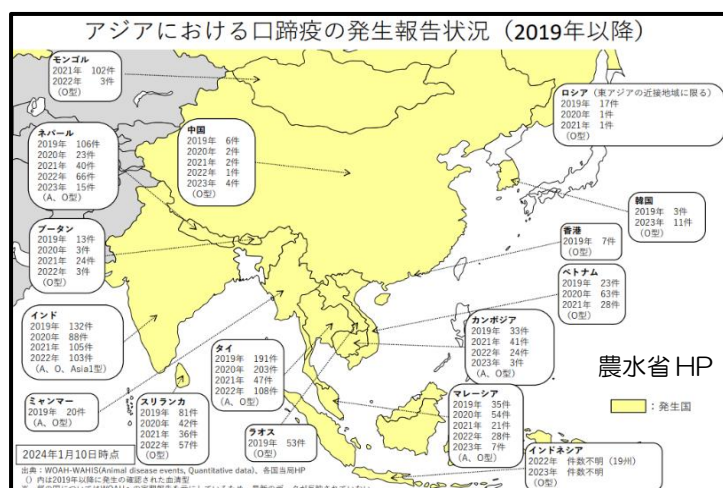
特徴的な症状がなく、気がつきにくい疾病です！

異状を発見したら直ちに通報願います！



3 口蹄疫について

国内における口蹄疫の発生は、平成22年以降ありませんが、アジアの近隣諸国では依然として発生が続いています。今一度、関係者以外の立入制限や消毒体制の維持など飼養衛生管理基準の再徹底並びに初動対応の再確認をしてください。家畜に本病を疑う症状（特定症状）を発見した場合には、当所への通報をお願いします。



【口蹄疫の特定症状】

- 1 39.0℃以上の発熱を示した家畜が、泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止のいずれかを呈し、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」）のいずれかに水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」）を呈している場合
- 2 同一の畜房内において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること
- 3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜が当日及びその前日の二日間において死亡すること（設備故障、気温の急激な変化、風水害等、明らかに口蹄疫以外の事情によることが明らかな場合を除く）

4 監視伝染病発生状況（令和5年1月～12月）

【法定伝染病】

病名	畜種	北海道		十勝管内		
		戸数	頭数	戸数	頭数	発生市町村
ヨーネ病	牛	210	945	78 (1)	330 (2)	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、新得町、清水町、中札内村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、足寄町、浦幌町
	めん羊	2	9	0	0	
	山羊	2	20	0	0	
高病原性 鳥インフルエンザ	鶏	3	6	0	0	
高病原性 鳥インフルエンザ (疑似患畜)	鶏	4	1,226,602	0	0	

【届出伝染病】

病名	畜種	北海道		十勝管内		
		戸数	頭数	戸数	頭数	発生市町村
牛ウイルス性下痢	牛	23	60	12	25	士幌町、上士幌町、清水町、大樹町、幕別町、足寄町、陸別町
牛ウイルス性下痢 (疑症)	牛	2	2	1	1	幕別町

病名	畜種	北海道		十勝管内		
		戸数	頭数	戸数	頭数	発生市町村
牛伝染性リンパ腫	牛	277	774	54 (2)	216 (151)	帯広市、士幌町、 上士幌町、鹿追町、 新得町、清水町、芽室町、 更別村、大樹町、広尾町、 池田町、豊頃町、本別町、 足寄町、陸別町、浦幌町
牛伝染性リンパ腫 (疑症)	牛	4	6	0	0	
牛丘疹性口内炎	牛	1	1	1	1	士幌町
破傷風	牛	2	2	0	0	
破傷風(疑症)	牛	1	1	0	0	
気腫疽	牛	1	1	1	1	帯広市
サルモネラ症	牛	167	562	36	112	音更町、士幌町、鹿追町、 新得町、清水町、更別村、 大樹町、池田町、豊頃町、 足寄町、陸別町、浦幌町
サルモネラ症(疑症)	牛	3	10	0	0	
ネオスポラ症	牛	2	2	1	1	陸別町
アカバネ病	牛	6	14	0	0	
牛伝染性鼻気管炎	牛	3	5	2	3	清水町、鹿追町
破傷風(疑症)	馬	1	1	0	0	
馬鼻肺炎	馬	10	10	0	0	
豚丹毒	豚	4	22	1 (1)	1 (1)	帯広市
山羊関節炎・脳炎	山羊	2	5	1	2	清水町
鶏伝染性気管支炎	鶏	3	14	1	7	新得町
バロア病	蜜蜂	18	439	0	0	
チョーク病	蜜蜂	21	130	0	0	

※令和5年12月末現在

(十勝管内発生戸数・頭数のカッコ内はと畜場での発生戸数・頭数で、内数)

5 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査実施状況

令和6年1月10日現在の検査実施状況は次表のとおりです。今後、実施予定の2町においては検査に御協力をお願いします。

【牛】

事業名	市町村	乳・肉	実施時期	戸数	頭数	結果
ヨーネ病検査	鹿追町	乳	4・5月	32戸	5,156頭	全頭陰性
	中札内村	肉	6月	1戸	86頭	1戸1頭陽性
	豊頃町	乳	7月	15戸	3,399頭	2戸4頭陽性
	本別町	肉	7・11月	30戸	1,000頭	全頭陰性
	幕別町	乳	9月	15戸	1,569頭	1戸1頭陽性
	上士幌町	乳・肉	10・11月	39戸	5,736頭	1戸6頭陽性
	士幌町	乳	10・11月	16戸	3,786頭	2戸2頭陽性
	広尾町	乳	10月	17戸	1,260頭	2戸2頭陽性
	音更町	乳	11・12・ 1月	実施中		
	清水町	肉	1月			
池田町	乳	1月				

【鶏】

事業名	市町村	実施時期	戸数	羽数	結果
強化モニタリング	新得町・ 清水町・更別村	11月	3戸	30羽	全羽陰性

【蜜蜂】

事業名	市町村	実施時期	戸数	群数	結果
腐蛆病検査	管内全域	8月	26戸	1,335群	全群陰性

6 定期報告書について

家畜の所有者は、家畜伝染病予防法第12条の4において、毎年、定期報告書により、家畜の飼養状況や飼養衛生管理基準の遵守状況等について管轄の都道府県知事へ報告することが定められています。

毎年の定期報告書の提出は、家畜の所有者の義務であり、防疫上も重要な報告です。有事の際の防疫計画は、各農場の定期報告書を元に作成されます。未報告の内容などがあれば、初動対応の遅れにもつながりかねません。

また、各種の補助金助成事業（畜産クラスター、ヨーネ病の自主検査・自主とう汰、牛伝染性リンパ腫及び牛ウイルス性下痢の対策等）においても法令遵守が前提となっております。未提出者には、最終的には罰則（30万円以下の過料）もありますが、過料を支払うことによって定期報告書の提出が免除されるものではありません。

農場は家畜の飼養場所であるとともに、食品生産現場の一端を担う場所です。畜産生産現場において各種法令を遵守することは、今後さらに重要な要件となっていくと考えられます。

十勝管内全体の家畜衛生の推進、飼養衛生管理基準・法令遵守および家畜伝染病防疫に対する意識向上のためにも、未提出農場への声かけに御協力をお願いいたします。

【報告対象及び期日】



報告対象	期日
牛、馬、水牛、豚、めん羊、山羊、鹿、いのしし	毎年 <u>4月15日</u>
家きん (鶏、あひる、うずら、きじ、七面鳥、ほろほろ鳥、だちょう)	毎年 <u>6月15日</u>

※愛玩用（ペット）も報告対象です。

※エミュー、ガチョウ、合鴨、フランス鴨など上記家きんに類する鳥類についても報告をお願いします。

7 防疫演習について

これまでの防疫演習は主に発生時に防疫作業に従事する道職員・関係機関に向けて実施してきましたが、近年は国内外での家畜伝染病の発生が急増し、「伝染病発生時に自分の農場がどうなるのか、何をすればいいのかわかりたい」という飼養者の声も聞かれるようになりましたので、令和5年度は主に飼養者に向けて、家畜伝染病発生時の防疫対応に関する講習会を実施しました。

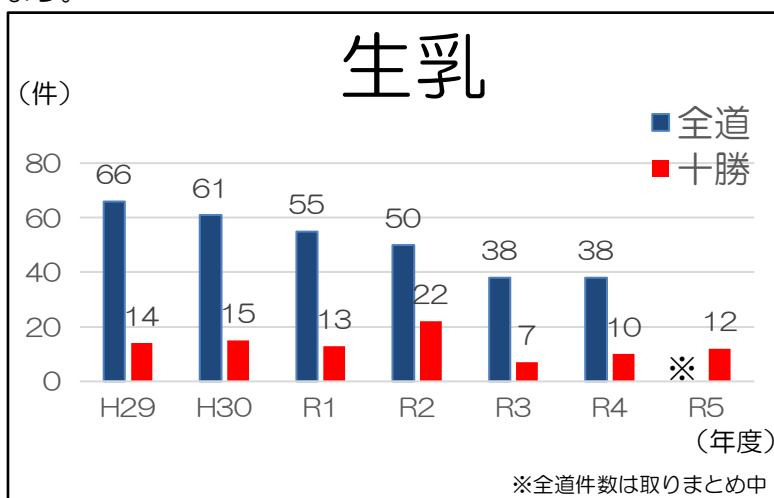
8月4日に「豚熱防疫及び登録飼養衛生管理者に関する飼養者向け講習会」、8月31日に「高病原性鶏インフルエンザ発生時の防疫対応に関する飼養者向け講習会」を実施し、自農場が発生農場になった場合、また、自農場が移動・搬出制限円内に入った場合における出荷等の再開に必要な要件及び各農場に必要な埋却地面積の概算方法等について解説しました。

質疑応答では飼養者の意見・考えを直接聞かせていただき非常に有意義な時間となりました。今後もこのような意見交換・交流の場を設けて、十勝の家畜衛生の向上を目指していきたいと思っております。

年度内残り少ないですが、防疫演習・講習会など可能な範囲で実施したいと考えておりますので、ご希望がありましたら当所までご連絡ください。

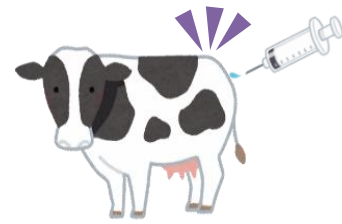
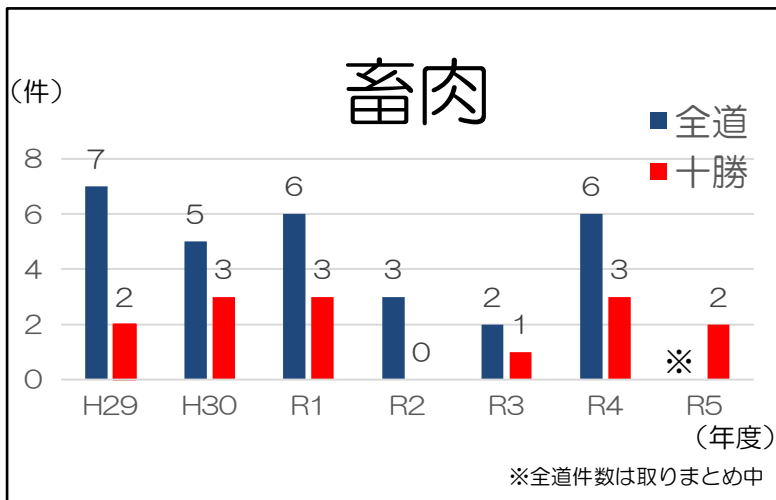
8 抗菌性物質残留事例発生状況について

今年度の管内における残留事例は生乳で12件、畜肉で2件発生しています（令和6年1月26日現在）。生乳の発生件数は昨年度より増加しており、猛暑日が続き注意力が散漫になりがちな夏場に多く発生がみられました。畜産物の安全確保のため、投薬牛の管理と確認を徹底し、残留事例の発生を防ぎましょう。



【主な原因】

- ①マーキング見落とし・忘れ
- ②搾乳ロボットの設定ミス
- ③パイプラインの接続ミス



【主な原因】

- ① 抗菌性物質以外に出荷制限規制医薬品があることの認識不足
- ② 出荷時の投薬歴確認不足

9 日射病・熱射病の発生状況

当所では、毎年6月1日から9月30日まで日射病・熱射病の発生状況を調査しています。今年度は7月及び8月に気温が上昇したことに伴い、この2か月間に発生が多発しました。

家畜は暑熱に弱く、高温下で生産性低下や繁殖成績の減退などの影響が生じます。畜舎へのすだれ・遮光ネット・庇の設置などが、日射しを防ぐ有効な対策です。

【令和5年度の十勝管内の日射病・熱射病発症頭羽数（カッコ内は死廃頭羽数）】

	乳用牛	肉用牛	馬	採卵鶏	肉用鶏
7月	12 (4)	2 (1)	1 (0)	399 (399)	0 (0)
8月	22 (11)	3 (0)	0 (0)	923 (923)	1219 (1219)
9月	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)



～調査・報告に御協力いただき、ありがとうございました～

10 家畜保健衛生業績発表会報告

令和5年10月12日（木）に札幌市男女共同参画センターにおいて、「令和5年度家畜保健衛生総合検討会」が開催されました。全道14家保から計18題の発表が行われ、当所からは以下の2題の発表を行いました。検体やデータの提供等に御協力いただいた皆様に御礼申し上げるとともに、成績を衛生対策等の参考に御活用ください。

【2015～2022年、オール十勝で取り組んだ牛ウイルス性下痢清浄化対策の成果

（予防課 内山獣医師）】

平成23年以降、管内では牛ウイルス性下痢の発生が年々増加の傾向にあり、清浄化対策を行うことが重要な課題となっていました。平成27年8月より、十勝産学官が連携して「オール十勝」をスローガンとした本病清浄化への取り組みを開始したので、その成果と今後の課題を報告しました。

持続感染牛（PI牛）摘発はバルク乳検査、公共牧場等への預託牛検査を主体に実施しました。検査費用の助成等によりバルク乳検査は9割の農場、預託牛検査は8割の公共牧場が参加しています。2016年から2022年までの摘発頭数はバルク乳検査で103頭、預託牛検査で73頭で、摘発頭数は対策開始当初と比べて減少しました。

8年間の対策効果を検証し、より効果的な対策方法を検討するために、2016年から2022年までで摘発されたPI牛について、疫学調査を実施しました。PI牛の摘発事由を、移動時検査、新生子牛検査、バルク乳検査、預託牛検査、病性鑑定等で分類しました。経時的には、全ての項目で摘発頭数は大幅に減少しており、過去3年間においては、バルク乳検査及び預託牛検査での摘発は数頭に留まっています。一方で、移動時検査での摘発割合が依然として高く、今後の課題と考えられました。また、主な感染場所は酪農場と公共牧場と推察され、PI牛は管内外で出生し多くが市場を介して移動しており、PI牛が摘発されずに經由する預託施設等が存在することが分かりました。

十勝管内における本病の発生頭数は大幅に減少し、特に重点項目であったバルク乳検査及び預託牛検査での摘発頭数が顕著に減少したことは本取組の成果と考えられます。

一方、疫学調査により、公共牧場及び酪農場が本病拡大の要因であることが改めて示唆され、多くのPI牛が入り出る農場、家畜市場及び預託施設等の集合施設が存在することが明らかとなりました。本病清浄化には対策の継続に加え、市場や預託施設等の集合施設での防疫措置が行われること、地域を越えた横断的な取組が効果的と考えられました。対策が「オール北海道」、更には「オール日本」へと発展、拡大することが望まれます。



【牛アデノウイルス 3 型野外株の動向について（病性鑑定課 川内指導専門員）】

牛アデノウイルス3型（BAdV3）は主に子牛の呼吸器症状起因ウイルスとして知られており、牛の呼吸器病症候群の原因の一つとして近年注目されています。十勝管内（管内）においても呼吸器症状及び下痢を呈した子牛の鼻汁や糞便から BAdV3 遺伝子が度々検出され、BAdV3 が広く浸潤していると考えられるものの、感染状況や流行株については明らかになっていません。そこで今回、BAdV3 感染症の病態解明の一助とすべく、管内検出株についての詳細な解析を実施しました。

2018～2023 年度に当所の病性鑑定で鼻汁もしくは腸管内容物から検出された 30 農場由来の BAdV3 44 症例 44 株について、Hexon 領域の 627bp を増幅するシーケンス用プライマーを設計し、系統樹解析により3つのグループに分類しました。グループ間の塩基配列の一致率は約 87%～96%、アミノ酸配列の一致率は約 94%～97%と高く、抗原性や病原性に大きな違いはないと推察されます。

解析を実施した症例のうち 57%は呼吸器症状、18%は下痢、23%は呼吸器症状及び下痢を呈していましたが、いずれも他の病原体とともに検出される症例が多く、BAdV3 の病態への関与はそれらとの

複合的なものであると考えられます。

しかしながら、今回解析を実施した症例のうち、23%で当該牛もしくは同居発症牛が死亡または予後不良と判断されており、BAdV3 が関与する子牛の疾病による経済損失は大きいことが窺えます。今回新たに設計したプライマーの増幅領域は系統樹解析に有用であると考えられ、簡便にシーケンス解析ができるようになったことから、今後さらに解析株数を増やし感染の実態や病態を明らかにしていきたいと考えます。

11 牛のサルモネラ症について

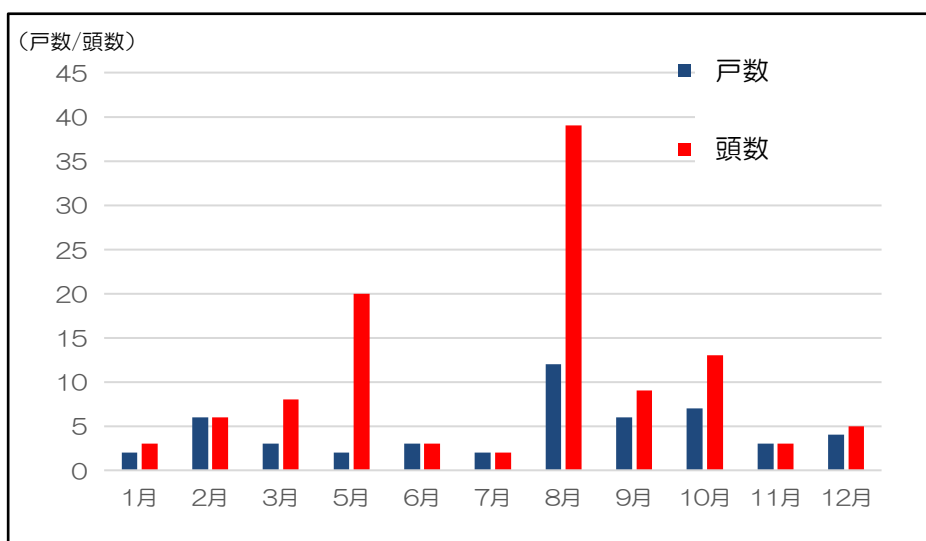
十勝管内では令和5年次に **36 戸 112 頭の牛のサルモネラ症が発生**しました。サルモネラ症は暑熱による免疫力が低下しやすい夏期から秋期に多く発生する傾向にありますが、近年、十勝管内では冬期も牛のサルモネラ症が発生しています。

サルモネラ症対策は、異常牛の早期発見や菌の侵入防止対策が重要です。下痢、発熱、呼吸器症状、流産・早産の増加、子牛の死亡といった牛のサルモネラ症を疑う症状がみられた場合は、すぐに異常牛を隔離し、かかりつけ獣医師へ相談しましょう。

また、日頃より清掃・消毒といった飼養衛生管理の徹底を行うようお願いします。



【令和5年次 牛のサルモネラ症発生戸数・頭数】



12 飼育動物診療年報について

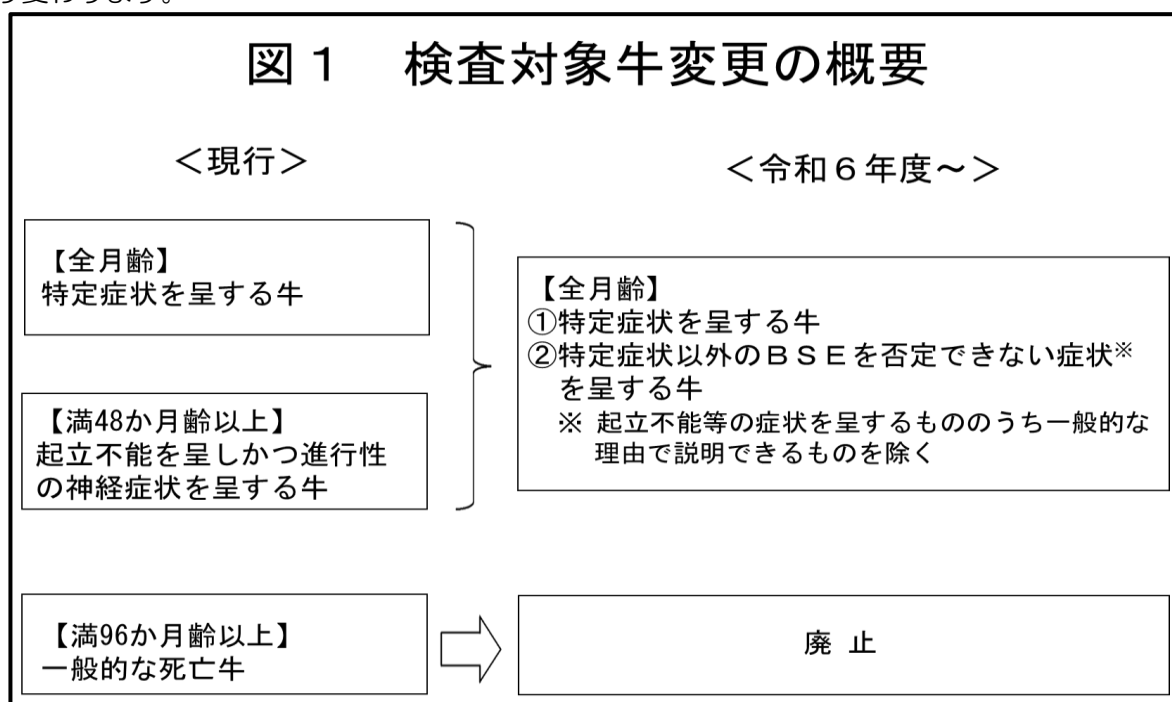
獣医療法施行規則第4条の規定に基づき、北海道内の飼育動物診療施設から提出された2022年次の飼育動物診療年報が下記に掲載されましたので業務の参考にしてください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/vet/shinryoushitsu.html>

13 BSE 検査対象牛の変更について

令和6年4月から死亡牛の BSE 検査対象が変わります！！

BSE に関する特定家畜伝染病防疫指針等の改正に伴い、令和6年4月から、BSE 検査対象牛が図1のとおり変わります。



現在実施している満96か月齢以上の死亡牛の検査は廃止され、「特定症状を呈していた牛」及び「特定症状以外でもBSEを否定できない症状（起立不能やBSE関連症状）を呈していた牛」に限定して検査を実施することとなります。

また、農場における異常牛通報のフローチャートは図2のとおりです。

特定症状牛や起立不能牛において、治療に反応しない進行性の神経症状があり、他の一般的理由で説明できない場合、当所への届出が必要となります。

治療の後、廃用又は死亡した場合は、検案した獣医師が死亡牛のBSE検査対象牛確認フローチャート（図3）に従い、

- ①特定症状牛
- ②7疾患の牛
- ③8疾患の牛
- ④BSE関連症状牛



のいずれかに該当するかどうかを確認し、BSE検査の要否を判断します。

例えば、特定症状がなく、病名が「乳熱」の場合、生化学的検査を実施済みであれば「検査対象外」、未実施であれば「検査対象」となります。

なお、令和6年4月以降に用いる死亡獣畜処理指示書の様式は、別紙のとおりです。

ご不明な点がございましたら、当所あてお問合せください。

図2 農場における異常牛の通報（令和6年4月～）

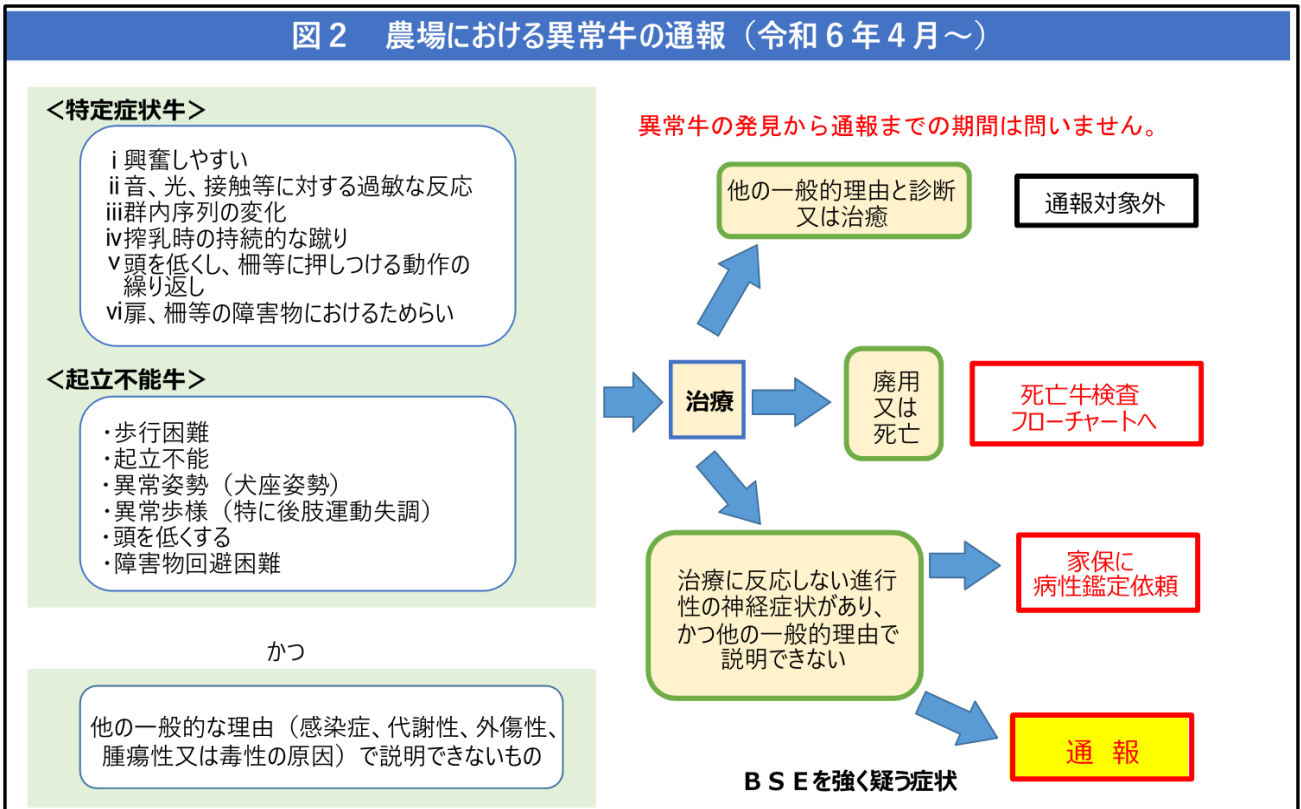
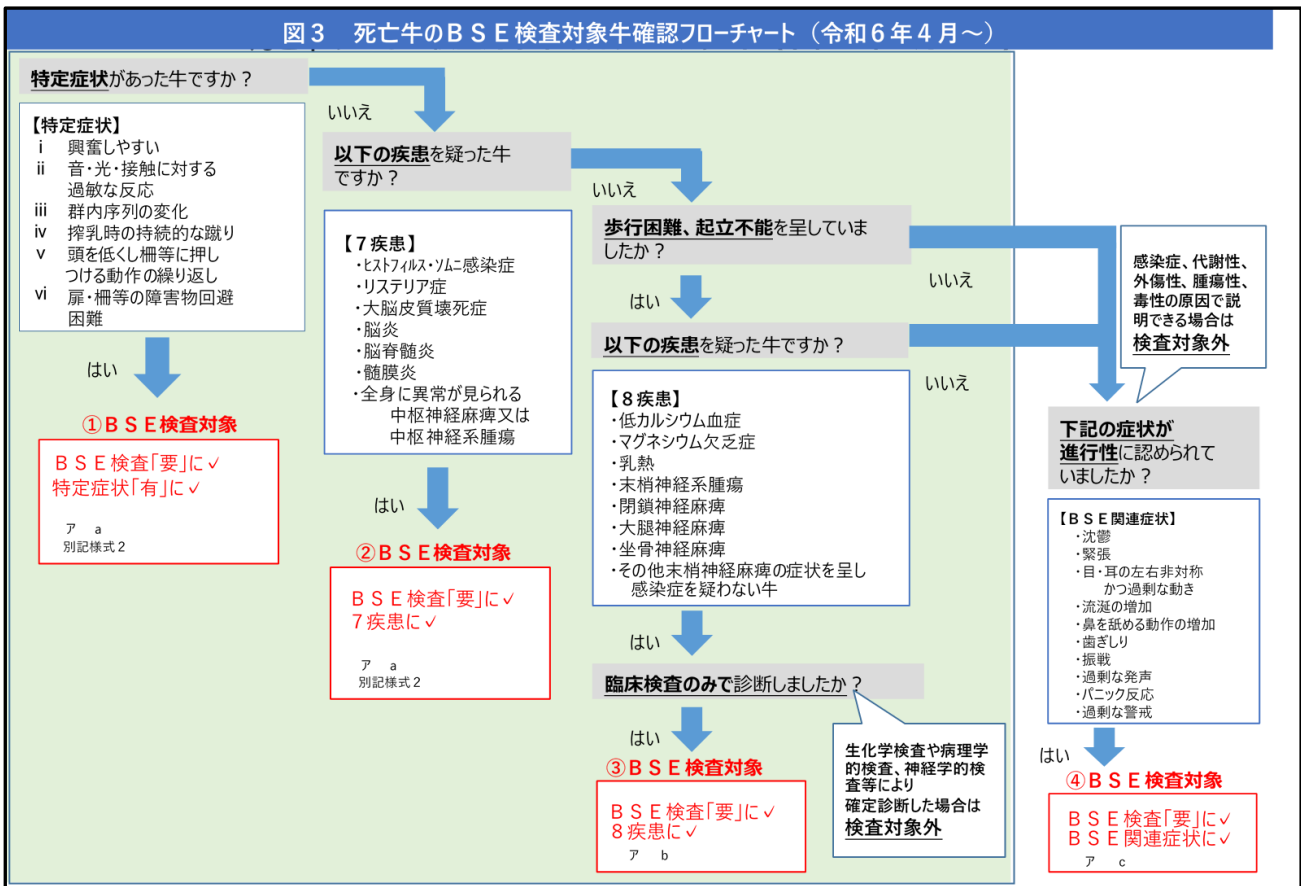


図3 死亡牛のBSE検査対象牛確認フローチャート（令和6年4月～）



【別紙】

別記1号様式

死亡獣畜処理指示書

発行番号	所有者 (管理者)	住所		氏名	
		市・町 村			
畜種	乳用牛・肉用牛・馬・豚・めん羊・山羊	生年月日	(又は 年令)	20	年 月 日 (才)
名号 及び品種	♂・♀・去勢	総体重	kg	死亡獣畜の 合計頭数 頭	
個体識別番号		病名 又は 死因	死亡年月日	20	年 月 日 区分 死亡 ・ 処分
死亡牛のBSE検査に 関する確認事項		<input type="checkbox"/> 要	症状又は疾患 <input type="checkbox"/> 特定症状・ <input type="checkbox"/> 7疾患・ <input type="checkbox"/> 8疾患・ <input type="checkbox"/> BSE関連症状		
<input type="checkbox"/> 否					
(指示及び特記事項)		(3) 処分			
1 腐敗状況 (軽度・中度・重度)		a 殺処分指示 ()			
2 抗生物質等の出荷制限 (未使用・期間中・期間外)					
3 処理に関する指示事項		b 所有者及び業者への指示			
(1) 死体処理先 ()		(禁放血死・その他)			
(2) 死体処理方法 (解体・その他)		4 その他 ()			
上記のとおり死亡獣畜の処理を指示する。		住所(又は所属団体) 連絡先電話番号			
発行年月日 20 年 月 日		獣医師氏名			

死亡獣畜処理指示書の取扱いの留意事項

- この死亡獣畜処理指示書は、畜主又は管理者等の依頼により、発行するものであるが、これら依頼者が、死亡獣畜を処理業者に処理を依頼する場合にのみ発行する。
- 発行番号は、発行獣医師または、診療所単位に年度の通し番号とする。
- 総体重は、一回の指示による死亡獣畜 (多頭数を一度に指示できる) の合計推定重量とし、頭数を記入する。ただし、BSE検査対象牛にあつては、一頭ごとに発行する。
- 指示及び特記事項の死体処理方法で、その他とは、解体以外の焼、埋却等を依頼する場合その処理方法を記載する。
- 処分の場合、その場所等処理に関する留意事項を記載する。
- 牛については必ずBSE検査の要否を記入し、検査を要すると判断した牛については、その判断の根拠となる症状又は疾患として、当てはまる項目にレ点を記入すること。症状又は疾患の詳細は、次のとおりとする。

[特定症状]

- ① 治療に反応せず、次のいずれかの行動を伴う進行性の変化
 - i 興奮しやすい
 - ii 音、光、接触等に対する過敏な反応
 - iii 群内序列の変化
 - iv 搾乳時の持続的な蹴り
 - v 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
 - vi 扉、柵等障害物におけるためらい

② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状

[7疾患]

ヒストフィルス・ソムニ感染症・リステリア症・大脳皮質壊死症・脳炎・脳脊髄炎・髄膜炎・全身に異常が見られる中枢神経麻痺又は中枢神経系腫瘍

[8疾患]

低カルシウム血症・マグネシウム欠乏症・乳熱・末梢神経系腫瘍・閉鎖神経麻痺・大腿神経麻痺・坐骨神経麻痺・その他末梢神経麻痺の症状を呈し感染症を疑わない牛

[BSE関連症状]治療の効果が期待できない次のいずれかの進行性の行動変化であって、感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因では説明できないもの。

沈鬱・緊張・目・耳の左右非対称かつ過剰な動き・流涎の増加・鼻を舐める動作の増加・歯ぎしり・振戦・過剰な発声・パニック反応・過剰な警戒

7 獣医師は、依頼を受けた飼養者に対し、手交の他、電子的な手法（FAX等）により死亡獣畜処理指示書を交付することができる。

8 死亡獣畜処理指示書を発行した獣医師は、記載内容の記録を保管し、保健所が行う処理施設等への立ち入り指導、調査に必要な場合は提示すること。

14 十勝家畜保健衛生所組織体制

所長 繁在家 輝子		
次長 上村 伸子		
<u>西部 BSE 検査</u> 室長 石山 敏郎 専門員 後藤 潤		<u>東部 BSE 検査室</u> 室長 高橋弘康
<u>指導課</u> 課長 神間 清恵 主査（薬事・安全）内田兼司	<u>予防課</u> 課長 羽生 英樹 主査（危機管理）川嶋 千晶 指導専門員 鈴木 淳也 指導専門員 小林 和美 専門員 廣川 友弥 専門員 泉 一宏 専門員 山本 彩乃 獣医師 小柳 優奈 獣医師 内山 友乃 臨時専門員 国定 恭子	<u>病性鑑定課</u> 課長 伊藤 満 主査（病性鑑定）谷口 有紀子 指導専門員 藪内 雪香 指導専門員 川内 京子 専門員 田子 穰 専門員 加藤 千絵子 専門員 風間 知里

連絡先



北海道十勝家畜保健衛生所
〒089-1182
帯広市川西町基線 59 番地 6
TEL : 0155-59-2021
FAX : 0155-59-2571
【夜間・休日】
TEL : 0155-26-9005
(十勝総合振興局)



西部 BSE 検査室
〒081-0035
新得町字上佐幌西 3 線 4 9
TEL : 0156-64-0050
FAX : 0156-64-0051



東部 BSE 検査室
〒089-1372
中札内村元札内東 2 線 51 番地 4
TEL : 0155-63-6338
FAX : 0155-63-6339